

務	00	01	5 年
(令和12年3月末まで保存)			

運 免 第 1 0 3 6 号

令 和 7 年 3 月 1 7 日

交通部内各所属長
各 警 察 署 長 殿

交 通 部 長

安全運転相談実施要綱の制定について

運転適性相談については、これまで、主として、障害者及び一定の症状を呈する病気等にかかっている者が安全に自動車等を運転できるか個別に判断するために、運転者及びその家族等からの相談に対応してきたところであるが、近年はこうした役割に加え、高齢運転者の交通事故防止対策という観点から、高齢運転者及びその家族等から積極的に相談を受け付け、加齢に伴う身体機能の低下を踏まえた安全運転の継続に必要な助言・指導や、自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の教示を行うなど、運転適性に関する相談対応以外の役割も求められるようになり、その役割が大きく変容している。

そこで、この度、「運転適性相談」の名称が「安全運転相談」に改められたことに伴い、別添のとおり「安全運転相談実施要綱」を定めたことから、本要綱の内容を踏まえ、安全運転相談の適正かつ円滑な運用に努められたい。

担当：運 転 免 許 課
運 転 免 許 管 理 係
高齢運転者等支援係

安全運転相談実施要綱

第1 制定の趣旨

この要綱は、安全運転相談の運用を適正かつ円滑に行うため、必要な事項を定めるものとする。

第2 安全運転相談の目的

安全運転相談は、病気、身体の障害等を有する者の運転免許の取得、高齢者その他の者で運転免許を有する者の運転の継続、運転免許証の返納等に関し、運転免許を取得しようとする者、運転免許を保有する者又はその家族等の関係者（以下「相談者」という。）からの相談に対応し、もって道路における危険を防止し交通の安全と円滑を図ることを目的とする。

第3 相談に従事する者の心構え

相談に従事する職員は、相談者が運転免許の取得や継続について不安を抱いている心情を理解し、相談内容の保秘を図りつつ、相談者の立場に寄り添った対応に努めるものとする。

第4 相談への対応

相談者からの相談に関し、次に掲げる対応を行うものとする。

- (1) 一定の症状を呈する病気等に係る運転免許取得の可否及び身体の障害の程度に応じて付する条件等に関する情報の提供
- (2) 安全運転の継続に必要な措置についての助言、指導
- (3) 申請による運転免許の取消し制度等の教示
- (4) その他必要な措置

第5 相談体制等の整備

- (1) 専門性の高い職員の配置

相談の増加や相談内容の複雑化に適切に対応するため、相談体制の整備に努めるとともに、相談窓口には、次に掲げる専門性の高い職員を配置するよう努めるものとする。

ア 医療・介護・福祉に関する知識を備え、相談者への応接に知見を有する者
イ 加齢に伴う身体機能の低下を踏まえた安全運転指導等に知見を有する者

- (2) プライバシー保護への配慮

相談窓口においては、相談者が安心して相談できる相談室等を整備するなど、プライバシー保護に配慮した対応に努めるものとする。

第6 相談の記録等

相談状況については記録し、その対応状況等について組織的な検討を行い、事案に応じて継続的な対応を行うものとする。

第7 関係機関・団体等との連携

高齢者等の対応に際しては、地方公共団体福祉部局（地域包括支援センター等）を始め、地域の医療・介護機関等との相互連絡窓口を設定し緊密に情報を共有するなど、関係機関・団体等との連携強化に努めるものとする。

第8 広報啓発

安全運転相談の認知度を向上させて相談を受ける機会の拡大を図るため、あらゆる媒体を活用して安全運転相談の広報啓発に努めるものとする。